

入院期間が180日を超える入院に関する事項

入院期間が通算して180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、入院基本料の15%を保険外併用療養費として自己負担していただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、次の方には「保険外併用療養費」をご請求いたしません。

- ・ 厚生労働大臣が定めた疾患・状態などの方
- ・ 生活保護を受けている方

入院料の区分	特別な料金（1日につき）
急性期病院A一般入院料	3,190円（税込み）